

## 滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成18年9月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 第1 人事行政の運営の状況の概要

#### 1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

##### (1) 人員の削減等

ア 目標年次、対象部門および削減目標

##### (ア) 目標年次

平成20年4月1日

##### (イ) 対象部門および削減目標

知事部局および行政委員会等の事務局 約320人

県立学校および市町立学校 約80人

##### イ 平成18年4月1日現在の進捗状況

知事部局および行政委員会等の事務局 196人(進捗率61.3%)

県立学校および市町立学校 88人(達成済み)

##### (2) 部門別職員数の状況等(職員数は、各年4月1日現在のものです。)

(単位:人)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年度	平成18年度		
一般行政部門		3,594	3,529	65	事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少、指定管理者制度の導入に伴う減、全国豊かな海づくり大会開催準備、リハビリテーションセンターおよび精神保健福祉センターの設置、児童の一時保護体制の充実、食育の推進に伴う増等
教育部門 (教育委員会教育長を含む。)		12,020	11,738	282	滋賀県立大学の地方独立行政法人化、児童生徒数の減少に伴う教員の減等
警察部門		2,450	2,500	50	県民の安全対策のための体制強化に伴う増
公営 企業 部門	病院	829	808	21	事務事業の合理化、成人病センター健康管理部および精神保健総合センター地域保健部の廃止に伴う減、リハビリテーションセンター医療部の設置に伴う増等
	水道 その他	201	187	14	事業量の減少、流域下水道への指定管理者制度導入による減等
合計		19,094	18,762	332	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局(滋賀県立大学および公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

## (3) 職員の採用・退職・再任用者数

(単位：人)

区分	任命権者の別	知事部局、 議会事務局および 行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	合計
			教育職	その他	警察官	その他		
採用	平成17年4月 2日 ～ 平成18年3月31日	38	3	0	61	1	0	103
	平成18年4月 1日	86	268	22	95	10	0	481
	合計	124	271	22	156	11	0	584
退職	平成17年4月 1日 ～ 平成18年3月30日	38	11	2	56	3	0	110
	平成18年3月31日	191	325	40	55	8	1	620
	合計	229	336	42	111	11	1	730
再任用		33	27	14	0	1	0	75

## (4) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成18年4月定期人事異動）(単位：人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐 級・主幹 級	副主幹級 ・主査級	一般職員 級	合計
異動者数	12	39	270	472	552	382	1,727
うち昇任者数	9	21	69	118	150	-	367

イ 教育部門（平成18年4月定期人事異動）

(単位：人)

	校長級	教頭級	教諭級	実習助手級	合計
異動者数	166	198	1,419	11	1,794
うち昇任者数	31	39	-	-	70

ウ 警察部門（平成18年3月定期人事異動）

(単位：人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長 およびこれ に相当する 職	巡査およ びこれに 相当する 職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	11	66	134	220	182	143	756
うち昇任者数	3	13	29	43	63	-	151

## 2 給与および休暇に関する状況

### (1) 人件費の概要（平成17年度普通会計決算見込）

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 ( B / A )
17年度	491,506,719 千円	173,011,055 千円	35.2 %

(注) 人件費は、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費（平成18年度普通会計予算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 ( B / A )
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
18年度	17,767 人	80,721,795 千円	17,288,839 千円	34,206,362 千円	132,216,996 千円	7,442 千円
		61.0 %	13.1 %	25.9 %	100.0 %	

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

### (3) 特別職の給料等

給 料 月 額	知 事	1,082,400 円 (減額前 1,320,000 円)
	副 知 事	1,056,000 円 ( " " ) 円
	出 納 長	915,200 円 ( " 1,040,000 ) 円
報 酬 月 額	議 長	792,000 円 ( " 900,000 ) 円
	副 議 長	936,000 円 (減額前 1,040,000 円)
	議 員	819,000 円 ( " 900,000 ) 円
期 末 手 当	知 事	6 月期 1.60 月分
	副 知 事	1 2 月期 1.75 月分
	出 納 長	計 3.35 月分
手 当	議 長	6 月期 1.60 月分
	副 議 長	1 2 月期 1.75 月分
	議 員	計 3.35 月分

(注1) 平成17年4月1日より給料および報酬について、知事18%、副知事・出納長12%、議長10%、副議長9%、議員7%の削減を実施しています。

なお、平成18年7月20日以降は、知事の給料および期末手当について、20%の削減を実施しており、下段の金額は20%削減後の額です。

(注2) ( ) 内の数字は、削減しない場合の額で、平成8年4月1日に改定されたものです。

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成18年4月1日現在）

区 分	行政職職員		警 察 官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員		
	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	
県	355,516 円	43歳 4月	338,598 円	39歳 6月	403,820 円	43歳 11月	392,221 円	43歳 4月	339,282 円	49歳 5月	
国	328,477 円	40歳 4月	（注）平成17年4月1日より、職階に応じて給料の5～2%削減を実施 しています。								

イ 初任給および採用2年後の給料（平成18年4月1日現在）

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
行政職 職 員	大 学 卒	173,264 円	184,534 円	179,200 円 170,200 円	192,600 円 178,600 円
	高 校 卒	139,944 円	149,450 円	138,400 円	144,100 円
警 察 官	大 学 卒	198,254 円	213,444 円	185,300 円	196,800 円
	高 校 卒	166,502 円	179,438 円	156,200 円	164,600 円
高等学校 の 教 員	大 学 卒	193,452 円	205,800 円		
小・中学校 の 教 員	大 学 卒	193,452 円	205,800 円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職 職 員	大 学 卒	272,655 円	325,195 円	381,658 円
	高 校 卒	214,783 円	276,266 円	318,628 円

(5) 行政職職員の級別人員（平成18年4月1日現在）

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級
標準的な 職務内容 (代表的な職名)	部 長	部次長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 副主幹・主査 (困難)	副主幹・主査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	18 人	54 人	147 人	672 人	406 人	871 人	1,025 人
構 成 比	0.5 %	1.4 %	3.9 %	17.7 %	10.7 %	22.9 %	26.9 %

区 分	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容 (代表的な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	455 人	159 人	3,807 人
構 成 比	12.0 %	4.2 %	100.0 %

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成18年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

		内 容				
毎月決まって支給されるもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内3.5%、東京都の特別区13%を乗じた額				
	扶養手当	配偶者13,000円、その他2人まで各6,000円、3人目以降各5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算				
	住居手当	[借家借間居住者] 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円 [持ち家居住者] 月額4,500円				
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給（6箇月の定期券を基礎とする額により支給） [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から31,100円 駐車場利用料金の2分の1の額（上限3,500円）				
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等				
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当（51種） （全職員に占める手当支給職員の割合 38.9%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額 8,949円（平成17年度実績）） [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当および警ら作業の手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当および交通捜査等作業の手当 平成18年4月から全般的な見直しを実施したこと等により、9手当減って51種となりました。				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 39,938円（平成17年度実績。一般行政・警察を含む。）				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.45か月分を2回に分けて支給				
	退職手当	勤続年数			最高限度	
		区 分	20年	25年		35年
		自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	59.28月分
		定年・勸奨	27.3月分	42.12月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～20%加算					
（注）平成17年度の1人当たり平均支給額は、自己都合の場合で562万円、定年・勸奨の場合で2,680万円です。						

## (7) 年次有給休暇の使用状況（平成17年1月1日～平成17年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
知事部局	147,416.0 日	40,425.5 日	3,747 人	10.8 日	27.4 %
教育委員会	442,650.0 日	129,358.5 日	11,210 人	11.5 日	29.2 %
警察本部	86,800.0 日	12,316.3 日	2,170 人	5.7 日	14.2 %
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	1,991.5 日	480.0 日	50 人	9.6 日	24.1 %
企業庁	3,064.0 日	944.5 日	77 人	12.3 日	30.8 %

(注) 知事部局には、知事の事務局（病院（成人病センター、小児保健医療センターおよび精神保健総合センターをいう。以下同じ。）および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

## (8) 育児休業および部分休業の取得状況（平成17年度）

（単位：人）

任命権者の別	平成17年度中の育児休業取得状況 （全職員）				平成17年度中に新たに育児休業が取得可能と なった職員の育児休業取得状況					
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	1	136	0	29	122	78	0	78	0	12
教育委員会	3	450	0	7	184	174	1	174	0	7
警察本部	0	34	0	0	99	15	0	15	0	0
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、知事の事務局（病院および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（平成17年度）

ア 職員の意に反する降任・免職状況

（単位：人）

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）知事部局には、知事の事務局（病院および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

（単位：人）

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	25	0	4	0
教育委員会	70	0	0	0
警察本部	5	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
合計	100	0	4	0

（注）知事部局には、知事の事務局（病院および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。



## (2) 懲戒処分の状況(平成17年度)

(単位:人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	0	5	4
教育委員会	0	2	2	3
警察本部	1	0	3	2
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
合計	1	2	10	9

(注) 知事部局には、知事の事務局(病院および滋賀県立大学を含む。) 労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

## 4 人材育成に関する状況

## (1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

## ア 趣旨

市町村合併の進展、厳しい財政状況など、本県を取り巻く諸情勢は大きく様変わりし、これまでの経験や前例が参考にならない、モデルのない時代を迎えています。

今後は、国からの指示や通達を拠り所に、決められたとおり事務を処理する従来のスタイル(従属・他律型)から脱却し、地域の課題をくみ上げ、創造的な施策を立案し、効率的、効果的に実施していく新たなスタイル(自律型)への転換が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、組織の目標に向かって職員が持てる力を最大限に発揮できる仕組みを作るための人材戦略であり、人材育成のマスタープランです。

## イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

- (ア) 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員
- (イ) 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員
- (ウ) 使命感と目標を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

## ウ 自律型人材育成制度の導入

自律型人材の育成のため、新たに「自律型人材育成制度」を段階的に導入することとしました。

この制度は、職員自身が個人目標を設定し、自らの役割と責任を自覚し、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら自律的に職務を遂行するとともに、職務遂行における職員の強みや弱みを把握して能力開発や人材育成を効果的に行うことを目的としたものです。

## (2) 主な研修の実績等（平成17年度）

## ア 知事部局

## (ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステップアップ研修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。 (階層別研修および年代別研修)	857
パワーアップ研修	職員の個性、特性およびキャリアに応じた能力の開発・資質の向上を図る。(自治体法務能力、政策法務能力、プレゼンテーション技法等)	803
重点化テーマ研修	職員の自己改革、男女共同参画意識の醸成および政策形成能力の養成を図る。(NPO協働研修、育児休業者職場復帰研修等)	81
特別研修	個別・特定のテーマにより職員の資質向上・能力開発を図る。 (新任所属長・グループリーダー等研修、人権問題研修指導者養成研修等)	870

## (イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、民間企業、大学院、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	23

## イ 教育部門

## (ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、技能および態度を養い、専門職としての資質向上を図る。(初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修、15年経験者研修)	860
マネジメント能力向上研修	管理職の学校経営能力の向上と中堅教員のリーダーシップの養成を図る。(管理職・リーダー養成各コース)	633
職務研修	職務に応じて、必要な知識、技能、態度を養い、専門職としての識見を高める。(新任校長研修、新任教頭研修等)	546

## (イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	42
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	32
若手教員海外派遣研修	若手教員を海外の教育機関、研究機関、行政機関等に派遣し、これらの機関等における調査研究、現地での生活体験等を通して、海外の教育事情等について理解を深め、国際的な視野に立った識見を高めることにより、本県の教育改革および国際理解教育の中核となる教員の確保、育成を図る。	1
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	39

ウ 警察部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または事務職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養)	244
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養)	21
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	309

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	93
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	112
語学研修	捜査等に必要不可欠な各言語についての知識・技能を修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	2

5 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成17年度)

名 称	対 象 者	受診・受講者数(人)		
		知事部局 企業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	96	194	246
定期健康診断	全職員	5,191	4,827	2,374
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	2,249	1,419	2,009
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	3,437	1,031	276

(注)教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含めない。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、財団法人滋賀県教職員互助会および財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金および県の補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）	17.4.1現在 18.4.1現在	5,364 5,264	11,331 11,242
掛金額（千円）	17年度	195,804	539,494	77,246
	18年度	196,189	525,391	76,223
補助金（千円）	17年度	101,000	203,337	39,005
	18年度	86,000	183,000	33,432

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成17年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	24	2	26
教育委員会	141	6	147
警察本部	40	0	40
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
合計	205	8	213

## 第2 平成17年度人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成17年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

#### (1) 競争試験

##### ア 上級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最合格者 終数 人	最競争 終率 倍	採用者数 人
行政	約 15	(147) 565	(116) 441	78.1	(7) 47	(6) 15	29.4	(6) 15
警察事務	若干	(22) 42	(17) 31	73.8	(4) 7	(1) 2	15.5	(1) 2
化学	若干	(12) 41	(6) 29	70.7	(0) 6	(0) 1	29.0	(0) 1
農業	1	(7) 21	(4) 12	57.1	(1) 4	(0) 1	12.0	(0) 1
水産	1	(5) 18	(1) 10	55.6	(0) 4	(0) 1	10.0	(0) 1
総合土木	約 10	(16) 92	(10) 63	68.5	(2) 26	(1) 10	6.3	(1) 9
計		(209) 779	(154) 586	75.2	(14) 94	(8) 30	19.5	(8) 29

(注)( )は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

##### イ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最合格者 終数 人	最競争 終率 倍	採用者数 人
一般事務	若干	(12) 24	(10) 19	79.2	(2) 7	(1) 2	9.5	(1) 2
警察事務	若干	(15) 29	(13) 26	89.7	(4) 10	(2) 4	6.5	(2) 4
土木	1	(0) 9	(0) 7	77.8	(0) 4	(0) 1	7.0	(0) 1
計		(27) 62	(23) 52	83.9	(6) 21	(3) 7	7.4	(3) 7

ウ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	約 10	(55) 118	(50) 101	85.6	(7) 29	(3) 11	9.2	(3) 9

工 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	競争 率 倍	採用者数 人	
県 内	第一回 A-1	約 60	355	302	85.1	228	60	5.0	55
	A-2	約 60	408	340	83.3	244	66	5.2	51
	第二回 A	約 10	226	181	80.1	75	18	10.1	15
		B	約 10	152	128	84.2	70	14	9.1
	計		1,141	951	83.3	617	158	6.0	133
県 外	A	若干	-	111	-	38	3	37.0	2
	B	若干	-	146	-	48	8	18.3	7
	計		-	257	-	86	11	23.4	9

才 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	競争 率 倍	採用者数 人
第一回 A	若干	103	80	77.7	26	4	20.0	3

力 身体障害者を対象とした職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	1	(2) 10	(2) 9	90.0	(0) 1	9.0	(0) 1

(2) 採用選考  
ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	3	-	-	-	3
次 長 お よ び そ の 相 当 職	2	1	-	-	3
課 長 お よ び そ の 相 当 職	11	3	1	-	15
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	13	3	-	-	16
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	15	7	1	-	23
主 事、技 師 お よ び そ の 相 当 職	141	10	3	-	154
技 能 労 務 職	-	-	-	-	-
計	185	24	5	-	214

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	-
警 視 (課長相当職)	-
警 部	11
警 部 補	2
巡 査 部 長	2
巡 査	2
計	17
合計( + )	231

(注) 併任および任命換えを含みます。

イ 上記のうち選考採用職種

(単位：人)

職 種	選 考 人 員	合 格 者 数	職 種	選 考 人 員	合 格 者 数
判 定 員	3	3	理 学 療 法 士	6	6
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	作 業 療 法 士	5	5
成人病センター研究所の 研究員 (注)	1	1	言 語 療 法 士	2	2
医 師 (注)	16	16	看 護 師	78	69
獣 医 師	4	3	司 書	1	1
薬 剤 師	4	4	科 学 捜 査 研 究 所 の 研 究 員	1	1
診 療 放 射 線 技 師	2	2	船 舶 技 術 者	2	2
臨 床 工 学 技 士	1	1	計	127	117

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

## (3) 昇任選考

## ア 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	8	-	-	1	9
次 長 お よ び そ の 相 当 職	20	1	-	1	22
課 長 お よ び そ の 相 当 職	43	2	3	2	50
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	109	11	6	2	128
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	130	38	6	4	178
計	310	52	15	10	387

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	3
警 視 (課長相当職)	12
警 部	10
警 部 補	2
巡 査 部 長	-
計	27

合計( + )	414
---------	-----

## イ 参事級昇任選考試験

区 分	昇 任 予 定 者 数 人	対 象 者 数 人	申 込 者 数 人	申 込 率 %	受 験 者 数 (a) 人	受 験 率 %	合 格 者 数 (b) 人	倍 率 (a/b) 倍
事 務 行 政 (一般事務)	約10	109	91	83.5	89	97.8	14	6.4
技 術 化 学 林 業 農 業 水 産 農 業 土 木 土 木 建 築 電 気 機 械 薬 剤 師 獣 医 師	約10	59	57	96.6	56	98.2	11	5.1
計	約20	168	148	88.1	145	98.0	25	5.8



## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成17年10月17日に県議会議長および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

### (1) 公民較差

#### ア 公民較差（新規採用者を除く。）

1.70% 6,729円

[ 0.37% 1,505円 ]

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.36% 1,389円

#### イ 勧告における公民較差

平成15年度から平成17年度までにおける知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置については、当該措置が財政健全化のための取組の一つとして実施される臨時・特例的なものであることから、勧告における公民較差は、当該措置がなかった場合の較差〔 0.37% 1,505円〕とする。

#### ウ 改定（新規採用者を含む。）

0.35% 1,421円（内訳：給料 1,166円、扶養手当 185円、はね返し分 70円）

(参考) 現行平均給与月額 393,492円〔401,671円〕（行政職、平均年齢 43.0歳）

注 ア～ウの〔 〕内は、特例条例による給与の減額措置がなかった場合の額（率）。

### (2) 公民較差に基づく改定

#### ア 給料表 国に準じて改定。ただし、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡、現行給料表との連続性等を考慮し改定。

(参考) 初任給

・ 高校卒 143,300円 142,800円 ( 0.3%)

・ 大学卒 177,400円 176,800円 ( 0.3%)

#### イ 扶養手当 国に準じて改定。

・ 配偶者に係る支給月額を引下げ。(13,500円 13,000円)

#### ウ 期末・勤勉手当等 国に準じて改定。

・ 民間の支給割合(4.47月)に見合うよう引上げ。(年間支給月数 4.40月 4.45月)

#### エ 初任給調整手当 国に準じて改定。

・ 医師・歯科医師 最高支給額 307,900円 306,900円

・ 医系教員等 最高支給額 50,200円 50,000円

### オ 実施時期等

(ア) 条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日。）から実施。ただし、ウについては、平成17年12月1日から実施。

(イ) 平成17年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分については、特例条例による職員の給与の減額措置により、既に解消されている状況にあると認められることから、国と同様の調整措置は不要。

### (3) 給与構造の見直しによる改定

本委員会は、これまでから職員の士気の高揚や組織の活性化を図る観点から、新たな給与制度等について報告を行ってきたところであり、今回の国家公務員の「給与構造の改革」の必要性については、基本的には人事院と同様の考えに立つもの。また、従来から本県の給与制度全体が国に準拠して構築されていることなどを考慮すれば、本県においても、抜本的な給与構造の見直しを行うことが必要。

## ア 給料表等の見直し

### (ア) 行政職給料表 国に準じて改定。

- ・ 給料表水準を国に準じて引き下げ、若年層については引下げを行わず、中高年齢層について7%程度引き下げることにより、給与カーブをフラット化。
- ・ 現行1級・2級および4級・5級を統合。
- ・ 現行の1号給を4分割。
- ・ 現在在職者がいないか、在職実態が極めて少ない初号等の号給をカット。
- ・ 最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度の廃止および号給の増設。
- ・ 年4回の昇給時期を年1回に統一。
- ・ 55歳昇給停止措置の廃止。
- ・ 昇格時の号給決定方法について見直し（昇格メリットの定額化。）
- ・ 初任給にかかる民間事業所との較差を考慮した昇給期間の短縮措置を初任給基準として整理。
- ・ 昇給・昇格制度等がより実効性のあるものとなるよう、今後も引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた検討を進めることが必要。

### (イ) 行政職給料表以外 行政職給料表との均衡を基本として改定。

### (ウ) 給料の調整額 国に準じて改定。

## イ 地域手当の新設 国に準じた制度とすることが必要。

(ア) 県内の支給割合等については、人事院勧告の内容を参考としながら、県内全域が通勤圏であり、民間においても県内格差を設けている企業はほとんど見当たらないなどの本県の実情を十分考慮して設定することが必要。

### (イ) 異動保障措置の廃止。

## ウ 実施時期等

(ア) 平成18年4月1日から実施。

### (イ) 国に準じた所要の経過措置。

## (4) その他

### ア 職業生活と家庭生活の両立支援等

(ア) 職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、性別にかかわらず働きながら安心して子育て等ができるよう、引き続き次世代育成支援対策推進法に基づく「滋賀県特定事業主行動計画」に示された数値目標の達成に努めるとともに、育児や介護を行う職員の早出・遅出勤務や短時間勤務の導入について、国や他の都道府県の動向に留意しながら検討を行うことが必要。

(イ) 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、引き続き女性職員の管理職への登用や職域の拡大に努めることが必要。

### イ 時間外勤務の縮減と健康管理の充実

(ア) 管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、事務の効率化・簡素化をより一層推進するとともに、時間管理の徹底やグループ制における職員間の協力体制の充実を図るなど、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組むことが必要。

(イ) 時間外勤務の縮減に有効と認められる施策等については、国や他の都道府県の状況も参考にしながら、今後研究していくことが必要。

(ウ) メンタルヘルス対策への取組のより一層の充実に努めるとともに、その推進状況が任命権者により異なることのないよう配慮することが必要。

(イ) 年次有給休暇の計画的・連続的な取得と各種休暇制度の積極的な利用の促進に、引き続き努めることが必要。

## ウ 人材育成の推進

時代の変化に応じ、目標設定と評価手法等を取り入れた新たな人材育成への取組は、日常業務を通じて職員の意欲と能力を引き出し、組織目標の達成と職場の活性化をめざす取組として、その実効性が期待される

ところであり、人材育成のより一層の推進の観点から、研修等の人事管理施策と連携させながら、県の組織全体で取り組むことが望まれる。

### 3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成17年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含まず。）。

#### (1) 措置の要求

##### ア 総括表

区分	平成16年度末 係属件数	平成17年度			平成17年度末 係属件数
		要求件数	審理等回数	終結件数	
任用	0件	1件	0回	1件	0件

##### イ 平成17年度処理状況（終結件数内訳）

区分	却下	取下げ	打切り	判定		
				全部容認	一部容認	全部否認
任用	1件	0件	0件	0件	0件	0件

#### (2) 不服申立て

##### ア 総括表

区分	平成16年度末 係属件数	平成17年度			平成17年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1件	1件	2回	1件	1件

##### イ 平成17年度処理状況（終結件数内訳）

区分	却下	取下げ	打切り	判定		
				処分取消	処分修正	処分承認
懲戒処分	0件	0件	0件	0件	0件	1件